

事 務 連 絡

平成30年12月25日

各公立大学法人事務担当課
各公立大学法人設立地方公共団体担当課 御中

総務省自治財政局財務調査課
文部科学省高等教育局大学振興課

公立大学法人の土地等を貸し付ける場合の取扱いについて

公立大学法人の土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下「土地等」という。）の取扱いについては、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に則り、学内規程等に定める一定の条件に基づく厳正な管理の下で、自主的に判断がなされてきたところです。

このたび、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成30年12月25日閣議決定）（別紙1参照）を踏まえ、法第21条第2号に基づく大学業務又は同条第7号に基づく当該業務の附帯業務として土地等を貸し付けることが可能である事例について、別紙2のとおり取りまとめましたので、各公立大学法人及び公立大学法人設立地方公共団体においては御留意いただくようお願いいたします。

なお、別紙1のとおり、総務省及び文部科学省において、大学業務又は当該業務の附帯業務に該当しない土地等の貸付けが可能となるよう、国立大学法人の例を参考にしつつ、今後、法改正を行うことを検討しておりますので、御承知おきください。

【本件連絡先】

総務省 自治財政局財務調査課 企画係

TEL：03-5253-5111（内線23478）、03-5253-5647（直通）

文部科学省 高等教育局大学振興課 公立大学係

TEL：03-5253-4111（内線2418）、03-6734-3370（直通）

平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針
(平成 30 年 12 月 25 日閣議決定) (抜粋)

6. 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】(10) 及び【文部科学省】(9)

地方独立行政法人法 (平 15 法 118)

公立大学法人の所有する土地及び建物の第三者への貸付けについては、以下のとおりとする。

- ・ 大学業務又は当該業務の附帯業務として貸し付けることが可能である事例について、公立大学法人等に 2018 年中に通知する。
- ・ 大学業務及び当該業務の附帯業務に該当しない貸付けについては、国立大学法人の例を参考にしつつ、可能とする。

公立大学法人の所有する土地等の貸付けに関する考え方について

1. 基本的な考え方

現行制度上、公立大学法人の所有する土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（以下「土地等」という。）の貸付けについては、貸付けの内容が、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 21 条第 2 号に基づく大学業務又は同条第 7 号に基づく当該業務の附帯業務（以下「大学業務等」という。）の範囲内のものである場合には可能とされている。

各公立大学法人においては、法令等に鑑み、学内規程等の厳正な管理の下で、希望する貸付けの内容や期間等を踏まえ、当該貸付けが以下のいずれにも該当しないものであることに留意すべきである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 公立大学法人の業務の遂行に支障の生じるおそれがあること② 公立大学法人の財産の管理上支障が生じるおそれがあること③ 公立大学法人の業務の公共性に鑑み、貸し付けた土地等の利用用途が以下に該当するおそれがあること<ul style="list-style-type: none">・ 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用すること・ 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他公立大学法人の品位を損なうような用途に使用すること・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとするものであること・ 上記のほか、その利用により公共性、公益性を損なうおそれがある用途に使用すること④ その他公立大学法人の財産の用途又は目的を妨げるおそれがあること |
|---|

また、公立大学法人に対しては固定資産税の非課税措置が講じられているが、公立大学法人以外の者に当該法人の土地等の使用を認める場合には、原則として課税対象となり、当該貸付け等を行った公立大学法人が当該固定資産税の納税義務を負うことが想定されるので、留意されたい。

さらに、権利関係の問題が貸付契約後に生じないように、貸付けの対象となる土地等に第三者が抵当権を設定していないかなど、事前に当該土地等の権利関係を確認しておくよう、留

意されたい。

2. 貸付けの内容が、大学業務等の範囲内とされる具体的な事例等

貸付けの内容が、大学業務等の範囲内である場合の取扱いについては、各公立大学法人において、学内規程等に基づく適正な管理の下で、自主的に判断すべきものである。

また、公立大学法人が土地等の貸付けを行う際の貸付料等については、その額の算定や徴収方法について、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして、適正な額及び方法を公立大学法人と貸付相手方との貸付契約において定めるものである。なお、収益自体を目的とするものは認められないので、留意されたい。

大学業務等の範囲内として貸付けが可能な範囲としては、次に掲げるような場合が考えられる。

(1) 公立大学法人が大学業務等を行う場合等に、公立大学法人以外の者に土地等の貸付けを行う場合

公立大学法人が、大学業務等を行う（公立大学法人以外の者に委託して行う場合を含む。）に当たって、公立大学法人以外の者に施設の建設・運営を行わせることが効率的・効果的である場合等には、公立大学法人の土地等を公立大学法人以外の者に貸し付け、当該施設の建設・運営を行わせることができる。

【貸付けが可能な事例】

- ・ 職員、学生又は附属病院における入院患者（以下「職員等」という。）のため、食堂、売店、理髪店、保育所その他職員等が直接利用することを目的とする福利厚生施設を設置する場合
- ・ 教育研究活動の遂行上その必要が認められる場合で、職員等又は当該公立大学法人に來学する多数の者が利便を受けると認められる場所に、現金自動預払設備を設置する場合
- ・ 教員等の特許権を扱う技術移転機関（承認TLO）にその事業の用に供するために施設を貸し付ける場合
- ・ 研究成果を活用した事業（当該事業に係る創業の準備を含む。）を行う中小企業又は個人に当該事業の用に供するために施設を貸し付ける場合

(2) 公立大学法人が大学業務等を行うに当たって使用している土地等について、一時的に使用していないものの一部を公立大学法人以外の者に貸付けを行う場合

公立大学法人が大学業務等を行うに当たって使用している土地等であるものの、その一部を一時的に使用していない場合には、公立大学法人の本来業務に支障が生じな

い限り、公立大学法人以外の者に対し、当該使用していない部分の貸付けを行うことができる。

このような整理の下で、公立大学法人が土地等の貸付けを行うことができる対象としては、以下のものが考えられるが、個々の貸付けの是非については、各公立大学法人において適切に判断すべきものである。

【貸付けが可能な事例】

- 職員等のために建設した駐車場について、一時的に使用していない部分を、職員等以外の者又は民間の不動産業者等に貸し付ける場合
- 学生寮や職員宿舎等について、一時的に使用していない空き部屋等を、職員等以外の者又は民間の不動産業者等に貸し付ける場合